

# 観光事業者向け 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン集 ～伊勢志摩地域の観光事業における対策事例～

伊勢志摩スタンダード



(第3版)

令和 4年 9月 1日

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構



## 目 次

1. はじめに	P. 1
2. 感染防止のための基本的な考え方	P. 2
3. 具体的な対策事例	
(1) 各業種共通の対策事項	P. 2
(2) 業種・業態別の対策事項	
① 食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋など)	P. 7
② 博物館・水族館・美術館・図書館など	P. 7
③ 宿泊施設(ホテル・旅館など)	P. 8
④ 商業施設(お土産店など)	P. 9
⑤ 遊覧船・釣り船など	P. 9
⑥ 海水浴場、サーフィンなどのマリンスポーツ会場	P. 9
⑦ イベント	P. 9
⑧ スナックなど接待行為を伴う飲食店	P. 10
⑨ カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店	p. 10
⑩ 交通事業(鉄道・バス・タクシーなど)	P. 10
⑪ 体験・アクティビティ事業	P. 11
⑫ 神社・仏閣	P. 11
参照する業種別ガイドラインなど	P. 12

## 1. はじめに

日本国内でも新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、高齢者の感染者数は減少傾向となりましたが、変異ウイルスの影響により終息のめどが見えず、引き続き感染対策をしっかりと行う必要があります。

このような状況の中、伊勢志摩地域の観光産業を再生し、旅行者に選ばれる観光地となるためには、地域が一体となって安全・安心の確保と新しい生活様式を踏まえたおもてなしを実践していくことが求められており、それらを伊勢志摩地域の観光における新しい標準である“伊勢志摩スタンダード”（※）として旅行者に「見える化」していくことも必要です。

本ガイドライン集では、地域で暮らす方々や観光産業で働く方々の健康と安全を念頭に置きつつ、旅行者に安心して旅行を楽しんでいただけるよう、業界団体の業種別ガイドラインを集約し、観光関連事業者の方々が今後事業を継続していくうえで参考となる感染予防対策の方向性を示しています。

この難局を地域一丸となって乗り越えるため、本ガイドライン集をご活用いただき、感染予防対策をさらに推進していただくとともに、“伊勢志摩スタンダード”の取組に積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

### ※ “伊勢志摩スタンダード” とは

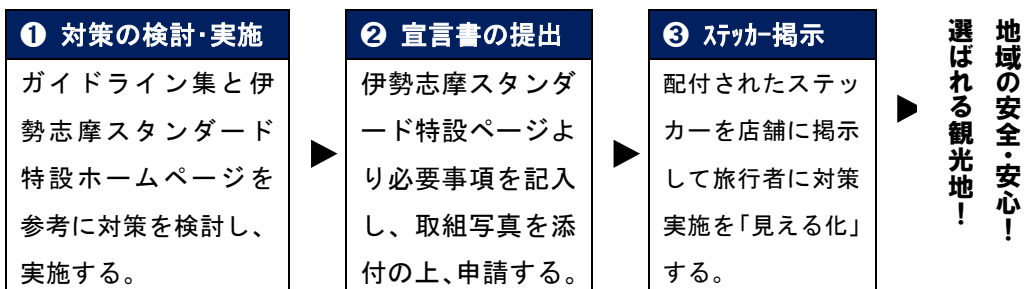
- I. 地域の事業者が、伊勢志摩地域の観光産業の各業種を集約したガイドライン集を活用し新型コロナ対策に取り組む。
- II. 対策を宣言した事業者が統一デザインのステッカーを店舗に掲示し、地域が一体となって対策に取り組んでいることを旅行者に見える化する。
- III. 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構ホームページに特設ページを開設し、事業の趣旨、参加事業者の一覧などを発信する。



伊勢志摩スタンダードの参加と県の「みえ安心おもてなし施設認証制度」の認証も受けている事業者は機構内のホームページで合わせて公表する。

伊勢志摩地域の観光産業を再生し、観光客に選ばれる観光地となるため、地域の観光関連事業者、団体、行政が協力して行う上記Ⅰ～Ⅲを含めた取組全体を“伊勢志摩スタンダード”として発信する。

### “伊勢志摩スタンダード” への参加方法



## 2. 感染防止のための基本的な考え方

観光関連事業は、各施設において旅行者と従業員、旅行者同士、従業員同士が接触する機会が多いことを踏まえ、主な感染経路である接触感染と飛沫感染を防止する対策を中心に実施する。

- ・ 接触感染に関する対策…複数の人が触れる箇所のこまめな消毒
- ・ 飛沫感染に関する対策…換気の徹底と、人と人との間隔の確保

## 3. 具体的な対策事例

### (1) 各業種共通の対策事項

#### ①旅行者向け対策

- ・ 施設入場時の列は間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける。このための従業員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぐ。
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける。3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する。
- ・ 非接触型機器などを活用し入場者を検温する。発熱者に対しては入場を制限する。
- ・ 旅行者に対し、マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、大声での会話を慎むなどのアナウンスを適宜行う。

#### ②従業員向け対策

##### ■日々の体調管理

- ・ 従業員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底させる。
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする。

※感染が疑われる者が発生した場合は、6 ページ⑤感染の疑われる者が発生した場合の対応を参考に対応する。

##### ■手洗い・手指消毒、制服消毒の徹底

- ・ 就労前、就労中、休憩中に関わらず、化粧室の使用、清掃、喫煙、飲食などの行為、他の従業員や旅行者との接触があった場合は、手洗い・手指消毒、うがいを徹底させる。
- ・ 使用したユニフォームや衣服はこまめな洗濯を徹底させる。

##### ■マスクなどの着用

- ・ 就業中はマスク（適宜フェイスシールド）の着用を徹底させる。

##### ■身体的距離の確保

- ・ 従業員と旅行者、従業員同士の濃厚接触を避けるために人と人との間隔をできるだけ

2 m（最低 1 m）確保する。

■休憩所での対策

- ・休憩所への入退室時の手洗い・手指消毒を徹底させる。
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をさせないようにする。
- ・休憩所内の座席間隔を確保する。
- ・休憩所内は常時換気することに努める。
- ・従業員同士が共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒を実施する。

■従業員の勤務状況

- ・施設の管理・運営について最小限の人員とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また、風評被害や誤解などを受けないように、現状を的確に従業員に伝える。
- ・従業員が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、就業環境の整備に努める。

③施設環境整備

■定期的な施設内の清掃、消毒の実施

（施設全体）

- ・施設全体の清掃を強化し、複数の人が触れる箇所（ドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナーの設備など）はこまめに消毒を実施する。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃でよいが、複数の人が触れる箇所（ドアノブ、便座、便座のふたや水洗レバーなど）は消毒を実施する。
- ・便座のふたを閉めてから汚物を流すように表示する。
- ・ハンドドライヤーや共通のタオルの使用をやめ、ペーパータオルなどを用意する。

■ごみの廃棄

- ・鼻水・唾液などが付いたごみが入っていることを想定し、ビニール袋に入れ密閉して回収する。
- ・ごみを回収する従業員は、マスクや手袋を着用するとともに、手洗い・手指消毒を徹底させる。

■換気の徹底

- ・ドアや窓などを定期的に開放する、換気扇を回すなど換気を十分に行う。

■接触による感染防止対策

- ・各所にアルコール消毒液を設置する。
- ・複数の人の手が触れる共用物品は、撤去するか、こまめに消毒・洗浄する。
- ・整理券やオンラインチケットの販売、来場時の日時指定予約、時間制来場者システムや完全予約制の導入などによる混雑の緩和を図る。
- ・会計時、電子マネーや自動精算機などのキャッシュレス化の導入を検討する。

- ・現金を利用する場合はコイントレイを介して受け渡すなど、接触の機会を減らす工夫を行う。

■飛沫による感染防止対策

- ・施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔をできるだけ2m（最低1m）確保する。
- ・順番待ちが施設外に及ぶ場合は、整理券の発行などにより混雑時間の平準化のための工夫を行う。
- ・人と人が対面する場所においては、アクリル板・透明ビニールカーテンを設置するなどの対策を実施する。
- ・3密（密閉、密集、密接）にならないよう喫煙室の利用を制限する。

■感染防止対策に必要な物資の準備

- ・消毒剤、マスク、手袋、ペーパータオルなどの物資は、十分な量を準備しておく、または緊急時にすぐに入手できるように予め手配しておく。

④旅行者への協力依頼

下記の内容について、ステッカーの貼付、店内アナウンスなどで旅行者に周知する。

- ・「新しい旅のエチケット」の実施
- ・マスクの着用
- ・手洗い・手指消毒の実施
- ・人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）を確保
- ・施設内の換気へのご理解
- ・接触確認アプリなどの活用

※「新しい旅のエチケット」

（策定：旅行連絡会 協力：国土交通省・観光庁）

<https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html>



※新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）

Google Play でダウンロード

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

App Store でダウンロード

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>



※三重県-新型コロナ対策パーソナルサポート（三重県）

<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000078.htm>



⑤感染の疑われる者が発生した場合の対応

■従業員に感染が疑われる者が発生した場合

ア 従業員から「発熱がある」と連絡を受けた場合や社内で発熱者が出た場合

- ・風邪の症状一つでもあれば、速やかにかかりつけ医等に相談・受診する。
  - ・従業員本人に症状がなくても、家族に体調不良の兆候があれば無理をさせない。
- イ かかりつけ医等への相談対応
- ・まずは、かかりつけ医、地域の身近な医療機関に相談する。かかりつけ医がいない場合、相談する医療機関に迷う場合は、県が指定する「診療・検査医療機関」（発熱外来）一覧から検索する。又は「受診・相談センター」へ相談する。
  - ・発熱や風邪症状の体調不良を認める場合は、従業員に対してコロナの検査を受けることを勧める。
  - ・「陰性証明」や「復職診断書」を医療機関に求めないようにする。
- ウ 従業員に感染の疑いがあり、受診が必要と判断された場合
- ・かかりつけ医、地域の身近な医療機関等から、最寄りのPCR検査実施場所、新型コロナウイルス外来を紹介してもらい受診する。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診させる。
- オ 従業員の受診の結果、医師が「検査の必要あり」と判断した場合
- ・PCR検査を行う。
    - 陰性 ⇒ 自宅で安静にし、症状が改善しない場合には再度かかりつけ医又は受診・相談センターに相談
    - 陽性 ⇒ 入院、又は宿泊療養・自宅療養等
- 感染者が発生した場合
- ア 関係先への報告と連携
- ・速やかに保健所に報告し、指示に従う。
  - ・あらかじめ保健所との間の連絡窓口（担当者）を決めておく。
  - ・保健所の調査に協力するため、情報を整理する。  
感染者情報や取引業者などリスト化、従業員の個人情報取得や第三者提供の同意
  - ・必要に応じて関係先へ連絡する。
- イ 事務所内の清掃・消毒
- ・保健所からの指導に基づき、事業者が職場を清掃・消毒する。
- ウ 自主的な感染対策の徹底
- ・濃厚接触者の特定・行動制限は必ずしも必要でなく、状況に応じて自主的な感染対策を徹底すること。
  - ・事業所等で感染者と接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間は高齢者や重症化リスクの高い方との接触や高齢者・障害児者施設や医療機関への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知する。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促す。
  - ・事業所等で感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとる。

■旅行者に感染の疑われる方が発生した場合

- ・事前に他の旅行者と区分して待機する場所などを決めておく。
- ・感染の疑われる旅行者と他の旅行者との接触を避ける。
- ・感染の疑われる旅行者に対応する従業員を限定し、対応時にはマスクを着用する。
- ・保健所に連絡し、感染の疑われる旅行者の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従うとともに、従業員に情報を共有する。
- ・医療機関への輸送の必要があれば、従業員を限定したうえで慎重に行う。

**感染が疑われる場合の連絡先**

■受診・相談センター

伊勢保健所 0596-27-5140

24時間対応（土・日・祝日も対応）

■診療・検査医療機関

三重県救急医療情報センターコールセンター 059-229-1199

24時間対応365日



## **（２）業種・業態別の対策事項**

「（１）各業種共通の対策事項」とあわせて、以下の「業種・業態別の対策事項」を参考にしてください。

### **①食事提供施設（飲食店・喫茶店・居酒屋など）**

- ・カウンターやテーブルサービスで注文を受けるときは、来店者の正面に立たないよう側面に立つなど、可能な範囲で間隔を保つようにする。
- ・来店者に対して、グラスやお猪口の回し飲みは控えるよう注意喚起を行う。
- ・来店者の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避け、酒類の提供時間についても配慮する。
- ・大皿での提供は避けて、料理は個々に提供する、従業員などが取り分けるなどの工夫を行う。
- ・適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。
- ・ビュッフェスタイルの飲食提供や試食の提供は、蓋でカバーし、スタッフが取り分けて提供するなど、衛生管理を行う。
- ・テイクアウト客は、店内滞留時間及び接客時間の短縮のため、事前予約注文を推奨する。
- ・来店者の動線を区別し、デリバリー担当の従業員（配達員）と来店者が接触しないよう、可能であればデリバリー専用カウンターを設けるなど、両者の動線が重ならないように工夫する。
- ・来店者が入れ替わるタイミングを利用して、座席やテーブル、カウンター、アクリル板など共用物品の消毒を実施する。

### **②博物館・水族館・美術館・図書館など**

- ・展示配置の工夫や一方通行の設定などにより、人と人との間隔をできるだけ2m（最低1m）確保する。
- ・オーディオガイド、ベビーカー、車椅子などの貸出しに当たっては、十分な消毒を実施する。
- ・直接手に触れることができる展示物は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は、消毒を実施する。
- ・特定の展示物や展示ケースの前に大勢の人が滞留しないように工夫する。
- ・展示ケースのガラス面など来場者が多く接触する場所については定期的に消毒を実施する。

### ③宿泊施設（ホテル・旅館など）

#### ■送迎

- ・送迎バスに宿泊客が密集しないよう人数を制限して運行する。

#### ■チェックイン/チェックアウト

- ・旅行者に検温などの体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとる。
- ・フロントデスク、筆記具、返却されたルームキーなどの頻繁な消毒を実施する。
- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

#### ■食事提供

- ・鍋料理や刺身盛りなどは一人鍋、一人盛りに極力変更する。
- ・グループ毎に食事後のテーブルなどの消毒を実施する。
- ・部屋食では、できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする。客室の冷蔵庫内飲料提供を中止、又は消毒を徹底したうえで配置する。
- ・宿泊客に食事開始までマスクの着用を要請する。
- ・運搬用機器の手に触れる部分の消毒を実施する。
- ・ビュッフェ方式からセットメニューでの提供に代えることを検討する。
- ・ビュッフェ方式の食事を提供する場合は、料理を小皿に盛って提供するかスタッフが料理を取り分ける。または宿泊客ひとりひとりに取り分け用の tong やお箸を渡し、使い終わった tong は回収・消毒して tong 類を共用しないようにするなどを行う。
- ・ボタンやピッチャーの持ち手の消毒を行い、スタッフが手袋を着用して注ぐ。

#### ■浴場

- ・浴場での貸しタオルは中止（客室に配置）し、化粧品・ブラシなどの共用する備品は頻繁な消毒などを実施する。

#### ■清掃

- ・清掃時はマスク・使い捨て手袋を着用し、使用後のリネン・タオル類は、回収後に人が触れないように密閉保管する。
- ・感染疑いが発生した場合には、従業員および清掃委託先などの協力事業者も含め情報共有を図る。
- ・浴槽水などの消毒を実施する。

#### ■その他

- ・修学旅行の受入にあたっては、学校担当者や旅行会社などとの連携を徹底し、学校などからの要請に基づいた感染防止対策の実施に努める。
- ・MICE（※）の開催にあたっては、主催者や開催事業者などとの連携を徹底し、効果的な役割分担のうえで感染防止対策を行う。

※MICE…企業などの会議（Meeting）、企業などの行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれる

ビジネスイベントなどの総称。

#### ④商業施設（お土産店など）

- ・混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は利用者の分散化が図られる方法などを検討する。
- ・混雑につながるような販売促進策を自粛する。
- ・買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、利用者や従業員が手を触れることが多い箇所・機材などは定期的に消毒を実施する。
- ・食料品の試食販売は販売員が常駐し、感染予防の対策ができない場合は中止する。

#### ⑤遊覧船・釣り船など

- ・密集空間にならないように、一便あたりの乗船人員を制限する。
- ・釣り船は、原則一隻につきグループとし、複数グループでの利用の場合は密集しないようにする。
- ・利用者の入れ替えなどのタイミングを利用し、定期的な消毒を実施する。
- ・屋内スペースがある場合、定期的な換気を行う。

#### ⑥海水浴場・サーフィンなどのマリンスポーツ会場

- ・屋外の環境であっても、人と人との間隔の確保について、看板、ポスター、場内放送などによる周知・啓発に努める。
- ・気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、必要に応じてマスクを外すことや、水分補給を促すなど、熱中症予防について周知・啓発に努める。
- ・海の家などでは、座席などの間隔を確保するとともに、利用時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避けるよう配慮する。
- ・シャワールーム、更衣室などについては、必要に応じて利用人数を制限するなど、密集を避けるよう配慮する。
- ・うきわ、パラソルなどの貸出しにあたっては、十分な消毒を実施する。

#### ⑦イベント

- ・来場者が多数となり、場内での対人距離の確保が困難な場合は、入場制限などの対応を行う。
- ・試食・試飲を行う場合は、衛生対策を講じるとともに密集を避けるよう配慮する。
- ・来場者に対して大声での発声や歌唱、声援を行わないよう要請する。
- ・来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示などを行うとともに、イベントの合間などを活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じる。
- ・参加人数が5,000人超で収容率が50%を超える場合、「感染防止安全計画」を策定し、三重県へ提出する。また、イベント終了後は「イベント結果報告書」を作成し、同じ

く県へ提出する。

- ・気温、湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、必要に応じてマスクを外すことや、水分補給を促すなど、熱中症予防について周知・啓発に努める。

#### ⑧スナックなど接待行為を伴う飲食店

- ・来店者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう注意喚起する。
- ・フルーツや菓子などは、大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ・カラオケのある店舗では、来店者に対してマスクなどを着用したうえでカラオケを行うよう要請し、マイクの消毒を定期的（できる限り客ごと）に実施する。
- ・来店者の横についてのカラオケやダンスを行うなどの接客は、当面の間自粛する。
- ・来店者の近距離で行うライブ、ダンス、ショーやシャンパンコールなどの演出は、当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合でも、人数制限や人と人の距離を確保し密にならないように工夫する。
- ・適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。
- ・来店者が入れ替わるタイミングを利用して、座席やテーブル、カウンター、アクリル板など共用物品の消毒を実施する。

#### ⑨カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食店

- ・利用者の手が触れる場所を最小限にする工夫を行うとともに、複数の人が触れる箇所（マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、セルフドリンクコーナーの設備など）の十分な消毒を実施する。
- ・各室における入場人数の制限を行う。
- ・歌唱の際は、人と人との距離をできるだけ2 m（最低 1m）以上とり、マスクを着用するよう要請する。
- ・真正面の席配置を避け、横並びに座れるよう工夫する。
- ・施設内は、換気設備による常時換気又はこまめな換気を行う。更に必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし 1,000ppm 以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持することが望ましい。換気の補助としてフィルター式空気清浄機や送風機等の併用も検討する。
- ・適切なマスク着用（品質の確かな、できれば不織布を着用）や、飲食時等マスクなしの状態では会話を控えることを促す。
- ・室内清掃中は、必ずドアを開放し、換気を行う。

#### ⑩交通事業者（鉄道・バス・タクシーなど）

- ・感染防止対策を示したチラシの車内掲示などにより、啓発に努める。

- ・混雑の緩和を目的として、利用者に対する混雑状況の情報提供に努める。
- ・車両などについては、窓を開けるか、空調装置などの機能を用いて適切に換気を行う。
- ・頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に利用する箇所（手すり、つり革など）についてはこまめな消毒を行う。また、座席にかける布は定期的に洗濯を行う。
- ・定期的に、お客様へのご協力のお願いや感染防止対策を行っていることなど場内アナウンスを行うよう努める。
- ・国土交通省と協力し、車内や駅構内における放送等を通じて、利用者に対して、可能な限りのマスク着用の協力を呼びかける。
- ・オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化に努める。
- ・乗車券発売・案内等の窓口等に列を作る際には間隔を開けるように案内する。
- ・修学旅行の受入にあたっては、学校担当者や旅行会社などとの連携を徹底し、学校などからの要請に基づいた感染防止対策の実施に努める。

#### ⑪体験・アクティビティ事業

- ・参加者との連絡方法は対面方式を避け、電話やメール、ホームページを活用する。
- ・事前の連絡で参加者との意思疎通を図り、下見はできる限り実施しないようにする。
- ・事前に具体的な健康状態の把握の方法を提示し、実施日までに感染者との接触の疑いが確認された場合には、主催者側が参加の取消が可能であることの上承を得る。
- ・体験の内容や規模による具体的な定員などを定め、幼児、小学生対象である場合は小グループに分ける。
- ・原則一グループでの体験とし、複数グループでの利用の場合は他グループと密集を避ける。
- ・製作物（ジェルキャンドル・キーホルダー・干物など）は、原則本人が作成した物のみを持ち帰り又は送付する。
- ・使用する道具類は、利用者の入れ替えなどのタイミングを利用し、定期的な消毒を実施する。（可能であれば使い捨てのものに変更する）
- ・修学旅行の受入にあたっては、学校担当者や旅行会社などとの連携を徹底し、学校などからの要請に基づいた感染防止対策の実施に努める。

#### ⑫神社・仏閣

- ・手水は、柄杓を撤去し流水式とするなどの対応を行う。
- ・御朱印は、御朱印帳への記帳を休止し、御朱印紙（書き置き）のお渡しのみとするなどの対応を行う。
- ・複数の人の触れる鈴緒などは取り外す。

## 参照する業種別ガイドラインなど

- ・厚生労働省  
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年9月8日変更）  
[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20220908.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220908.pdf)
- ・厚生労働省  
「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」  
（令和3年7月2日改訂版）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>
- ・農林水産省  
「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_syo.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_syo.pdf)
- ・三重県  
「県内観光事業者向けガイドライン作成の手引き」（令和2年6月19日改定）  
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000896438.pdf>
- ・三重県  
「業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例」  
[https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19\\_Guideline.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19_Guideline.htm)
- ・東京商工会議所  
「職場で新型コロナウイルスの感染が疑われたら読むガイド」（令和4年4月25日改訂）  
<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1022768>
- ・一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会  
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和3年11月8日改正）  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_gaishoku.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_gaishoku.pdf)
- ・伊勢商工会議所  
「飲食業に関する安全安心ガイドライン」  
<https://www.ise-cci.or.jp/upload/20200720-164715.pdf>
- ・公益財団法人日本博物館協会  
「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和4年9月8日）  
<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/PDFGL2209083.pdf>
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟  
「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（第2版）  
<https://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/427>
- ・鳥羽商工会議所  
「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」  
<http://toba.or.jp/wp-content/uploads/2020/09/hotel-guideline.pdf>

- ・一般社団法人日本旅行業協会  
「旅行関連業における 新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」  
<https://www.jata-net.or.jp/wp/wp-content/uploads/administrator/domestic-school excursionguide.pdf>
- ・一般社団法人日本コンベンション協会  
「新型コロナウイルス感染症禍における MICE 開催のためのガイドライン（第5版）」  
[https://jp-cma.org/files/others/JA\\_Guidelines-on-Hosting-MICE-Events-in-the-COVID-19-Pandemic\\_ver\\_5E\\_JCMA.pdf](https://jp-cma.org/files/others/JA_Guidelines-on-Hosting-MICE-Events-in-the-COVID-19-Pandemic_ver_5E_JCMA.pdf)
- ・オール日本スーパーマーケット協会、一般社団法人全国スーパーマーケット協会、日本小売業協会、一般社団法人日本ショッピングセンター協会、一般社団法人日本スーパーマーケット協会、一般社団法人日本専門店協会、日本チェーンストア協会、日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会、一般社団法人日本百貨店協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会  
「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン」  
(令和3年11月30日改訂)  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_kourigyuu.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_kourigyuu.pdf)
- ・一般社団法人日本旅客船協会  
「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
(令和3年12月23日一部更新)  
<https://www.jships.or.jp/cms/wp-content/uploads/2022/02/2021122801.pdf>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会 (<https://www.japan-sports.or.jp/>)、  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 (<https://www.jsad.or.jp/>)  
「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」  
(令和3年11月5日改訂)  
[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/guideline\\_R3\\_1105.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/guideline_R3_1105.pdf)
- ・全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 (<https://zensyaren.net/>)  
「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」  
(令和3年12月2日改訂)  
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/172548.pdf>
- ・一般財団法人カクテル文化振興会、一般社団法人日本バーテンダー協会、一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会  
「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」  
(令和3年11月12日改訂)  
<http://cocktail.or.jp/pdf/AuthenticBarGuidline20211112.pdf>
- ・一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会

「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

<https://www.karaoke.or.jp/img/guideline.pdf>

・ 鉄道連絡会

「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（第3版）（鉄道連絡会）」

<https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001448184.pdf>

・ 日本バス協会

「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第6版）」  
（令和3年11月30日改訂）

<https://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf>

・ 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第3版）」

<http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3527&a=13>

・ 公益社団法人日本環境教育フォーラム、NPO 法人自然体験活動推進協議会、  
一般社団法人日本アウトドアネットワーク

「自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業体（以下：自然学校等）における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」

<https://jeef.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/1bfefc6b2f70dcf7d54d4d0b3667e7f1.pdf>

・ 神社本庁

「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」  
（令和2年11月17日改訂）

<https://www.jinjohoncho.or.jp/sys/wp-content/uploads/2020/11/guideline2.pdf>

※内閣官房「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン一覧」（令和4年8月19日）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20220819>

**伊勢志摩スタンダード検討会議メンバー**

伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構